

事故処理基準

平成18年10月 1日

- (一部改正 平成25年11月27日 港客第72号)
- (一部改正 平成26年 5月 9日 港客第14号)
- (一部改正 平成28年 4月 1日 港客第14号)
- (一部改正 令和1年 12月23日 港客第162号)
- (一部改正 令和5年 3月16日 港客第130号)

福岡県福岡市

目 次

第1章	総 則	・ ・ ・ ・ ・	1
第2章	事故等発生時の通報	・ ・ ・ ・ ・	1
第3章	事故の処理等	・ ・ ・ ・ ・	4
第4章	非常対策本部の設置等	・ ・ ・ ・ ・	7

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、市営渡船の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に対応し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは市営渡船の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、沈没、転覆、火災、爆発、浸水、漂流、行方不明(船舶)、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天時による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の市営渡船の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより、次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長から海上保安官署へ連絡する場合は、原則として福岡海上保安部に行うものとし、国際VHF無線による通信又は「118番」による。

- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む。）又は口頭で九州運輸局に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を同局に報告するものとする。なお、報告様式（FAX用紙。）を客船事務所に備え置くものとする。
- 4 事故発生時の連絡は、原則として別表1「緊急時連絡体制網」及び別表2「官公署連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、九州運輸局及び福岡海上保安部を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

（非常連絡事項）

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

（1）全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無（ある場合は氏名、性別、年齢、職業、住所、連絡先等。）
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

（2）事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器、車両等の損傷状況 ③浸水の有無（あるときはd項） ④流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置) ⑤自力航行の可否 ⑥相手船がある場合（船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先）、船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）

b	乗揚げ	<ul style="list-style-type: none"> ①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、喫水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、風潮及び波浪が船体に及ぼす影響 ④船体、機器、車両等の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときはd項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災・爆発	<ul style="list-style-type: none"> ①出火（爆発）場所及び火災の状況（爆発の程度） ②出火（爆発）原因 ③船体、機器、車両等の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水	<ul style="list-style-type: none"> ①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増嵩の程度 ③船体、機器、車両等の損傷状況 ④浸水防止・排水作業の状況 ⑤風浪が船体に及ぼす影響 ⑥浸水防止・排水の見通し ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人、傷害、暴行等の不法行為	<ul style="list-style-type: none"> ①事件の種類 ②事件発生の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、性別、年齢、連絡先、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名、性別、目的、要求等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況
f	人身事故（行方不明を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の	<ul style="list-style-type: none"> ①行方不明が判明した日時及び場所

	行方不明	②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名、性別、年齢等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置の状況
i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両等の保全のために船長が講ずべき必要な措置は、概ね次のとおりである。

（1）海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（2）不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第7条 運航管理者は、連絡なしに入港が異常に遅延している場合など、船舶の動静が把握できないときは、遅滞なく動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握で

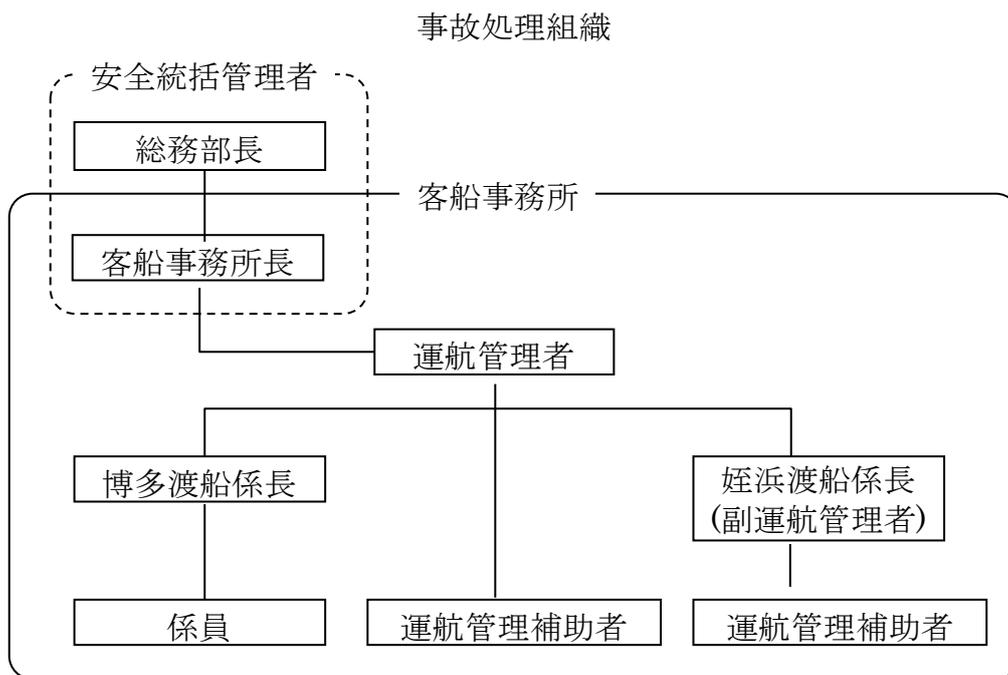
きないときは、直ちに海上保安官署に連絡するとともに、第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに、運航管理者がとるべき必要な措置は概ね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握、救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索、本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院の手配、避難施設確保等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名等の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故発生当初の対応は、運航管理者及び在勤中の客船事務職員及び現場職員で行うものとし、運航管理者は、直ちに事故の処理に必要な要員を次のとおり組織（以下「事故処理組織」という。）する。



2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。

3 事故処理組織の要員は、運航管理者の指揮に従わなければならない。

4 運航管理者は、第1項及び第2項の事故処理組織では対応が困難であると認めるときは、安全統括管理者及び港湾空港局長に対して非常対策本部の発動を要請し、それが確立されたときは、事故処理を非常対策本部に円滑に引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師等の医療関係者がいる場合は協力を要請することとし、不在の場合であって急を要すると認められるときは、別表3「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じるとともに、最寄りの港に入港するものとする。

2 前項の場合において運航管理者は、船長の措置を援助し又は当該措置を引継ぐものとする。

(原因調査と現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後、関係海上保安官署と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、当該保安官署の要請に応じて、調査若しくは捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 安全管理規程第50条第3項に規定する事故調査委員会の組織及び構成は、原則として次のとおりとする。

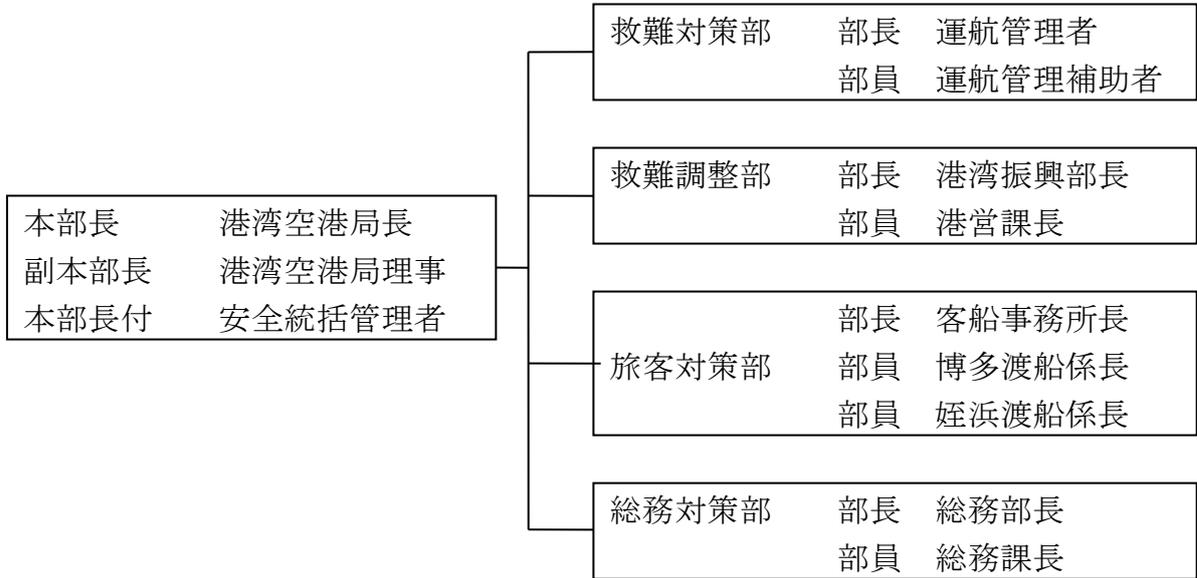
事故調査委員会

委員長	港湾空港局長	備考
副委員長	港湾空港局理事	1. 安全統括管理者が客船事務所長のときは、副委員長代理と委員を兼任する。 2. 委員長は状況に応じて、港営課長、施設課長、維持課長、その他の者を委員に指名することができる。
副委員長代理	総務部長 安全統括管理者	
調査官	運航管理者	
委員	総務課長 客船事務所長 運航管理員 その他委員長が必要と認める者	

第4章 非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

第12条 第8条第4項及び安全管理規程第47条に規定する非常対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



※備考

- 1 安全統括管理者は、総務部長又は客船事務所長であり、何れかの者が本部詰めとなった場合及びその他の各対策部長が不在の場合は、組織図の部員のうち上位者が代行する。
- 2 各部の部員については、必要に応じて各所属職員を含む。

(職務分掌)

第13条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策本部の所掌業務は、次のとおりとする。

1 本部要員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統括し、本部員を、指揮、監督する。
副本部長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。

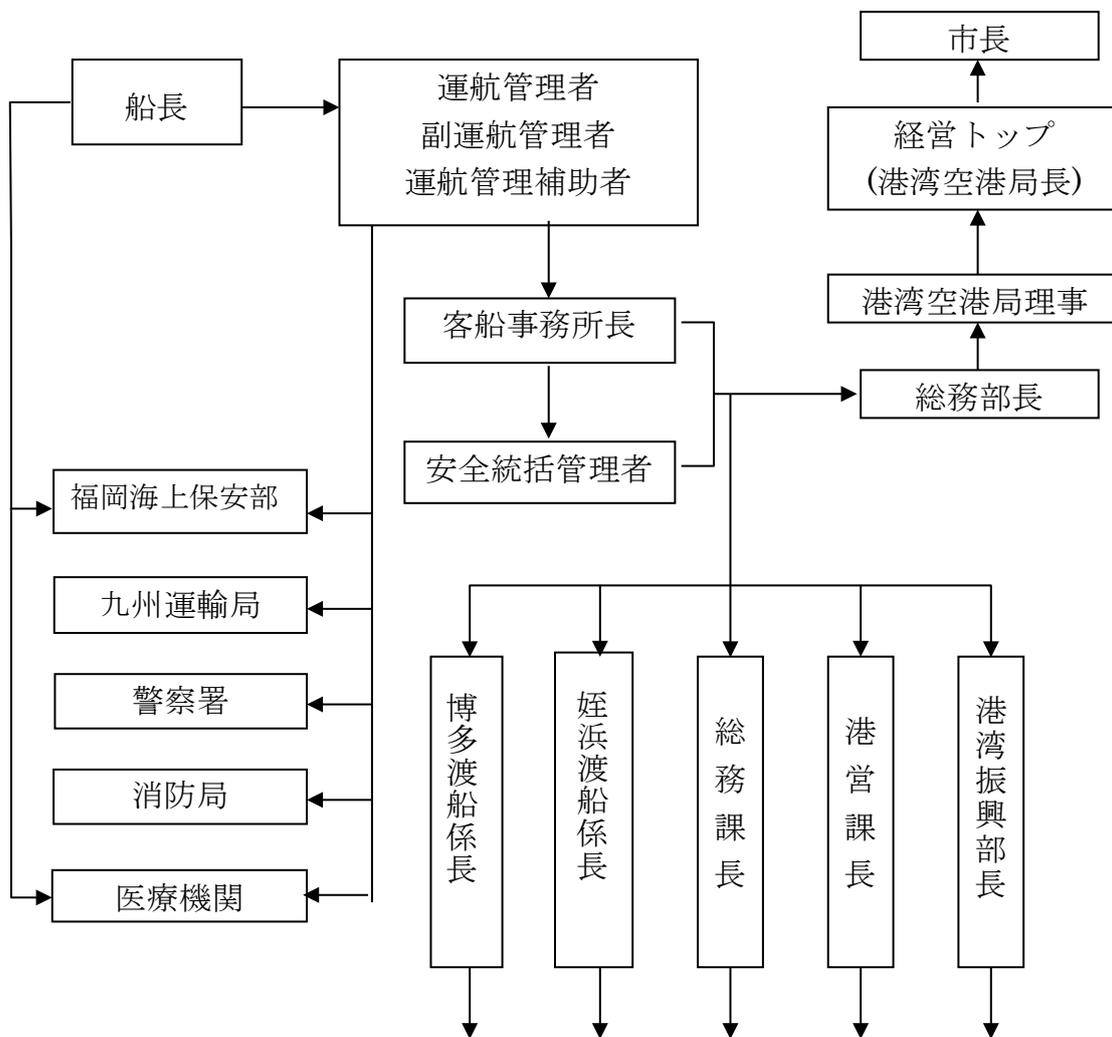
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針の策定に参画するとともに、事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次、本部長に報告する。
各対策部員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

2 各対策部の所掌

救難対策部	<ul style="list-style-type: none"> ①事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関する事。 ②救難計画の立案及び実施に関する事。 ③船長への連絡及び指示に関する事。 ④関係機関への手配及び連絡に関する事。 ⑤その他救難に必要な事項に関する事。
救難調整部	<ul style="list-style-type: none"> ①救難に関する港域の管理および関係機関との連絡・調整・各種手配に関する事。 ②救難対策部を補助する事。 ③その他救難に必要な事項に関する事。
旅客対策部	<ul style="list-style-type: none"> ①旅客名簿の作成に関する事。 ②被災者の身元の確認及び被災者の名簿の作成に関する事。 ③被災者の近親者への事故の発生通知に関する事。 ④死傷者に対する応急措置及び救護に関する事。 ⑤被災者及び被災者の近親者の世話に関する事。 ⑥欠航便の旅客処理に関する事。 ⑦その他旅客対策に関する事。 ⑧車両、その他の貨物の損傷状況の把握及びその他貨物対策に関する事。
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ①各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関する事。 ②被災者の近親者等の応接に関する事。 ③報道関係者との調整及び応接（発表を除く。）に関する事。 ④本部の設営及び補給に関する事。 ⑤渉外に関する事。 ⑥その他庶務に関する事。

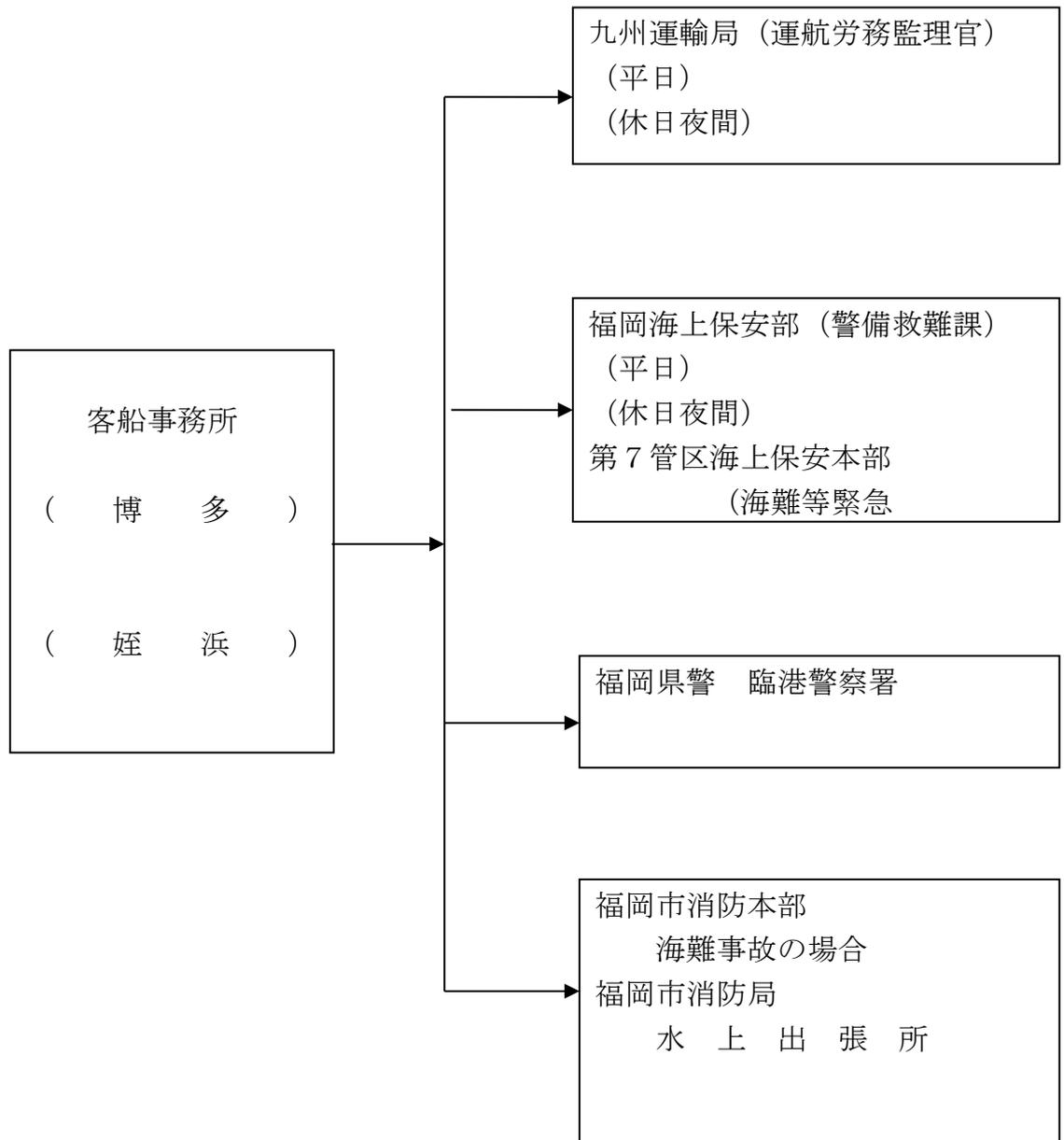
別表 1

緊急時連絡体制網



- 備考 1. 経営トップは、港湾空港局長
2. 安全統括管理者は、総務部長又は客船事務所長
3. 官公署は別表2「官公署連絡表」、医療機関は別表3「医療機関連絡表」を参照
4. 安全統括管理者、運航管理者、副運航管理者、運航管理補助者、船長の氏名及び連絡先は、操舵室・事務所内に別途備え置くこと

官 公 署 連 絡 表



別表 3

医療機関連絡表

